

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

平成31年2月
消防庁予防課

【改正理由】

平成30年6月1日施行の「消防法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年総務省令第34号）により、民泊住戸部分が300㎡未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となった。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）第6条において、自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能であることを明示的に規定している一方、特小自火報を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定はなく、上述の施設において特小自火報を設置した場合であっても、住宅用防災警報器の設置義務が生じたままであることから、特小自火報を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加するべく、本改正を行うものである。

なお、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第2項において、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める」こととしており、市町村において、消防長による特例措置（設備の状況から判断して住宅用防災警報器の設置基準を適用しないことができるもの）により、特小自火報を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能であるものとして運用しているため、本改正による実質的な運用変更は生じないものの、明文上規定することが適当であることから、本改正を行うものである。

【市町村の対応】

本改正を受け、市町村火災予防条例の改正を行う予定（6月議会）。

※別途、JIS法改正（7月1日施行）に伴う同条例の改正とあわせて対応するもの。

【施行期日】

公布の日（2月下旬となる見込み。）